規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の		気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案		
名称		<u> </u>		
規制の名称		施設開放義務		
規制の区分		(新設) 改正 (拡充、緩和)、廃止		
担当部局		環境省大臣官房環境保健部環境安全課		
評価実施時期		令和 5 (2023)年 2 月		
規制の目的、内容などの関係		近年、熱中症による死亡者数、救急搬送者数が高止まりしている状況であり、		
容及び必要性等 		熱中症による屋内での死亡者の約9割以上が、経済的に余裕がない等の理由で、		
		エアコンを保有又は使用しておらず、また、救急搬送者数のうちおよそ3割が		
		道路上などの屋外で発生している。		
		この状況を改善すべく、改正法により、市町村長は民間施設を含む施設を指		
		定暑熱避難施設として指定できることとする。民間施設の場合にあっては、同		
		意のうえ市町村と協定を締結することとし、熱中症特別警戒情報の発表時に、		
		協定に定める日及び時間帯の範囲内での施設開放を義務付けるものとする。		
		当該規制は、民間施設の任意の協力の下に行うものであり、あらかじめ合意		
		された日及び時間帯の範囲内の開放義務である。当該措置によって、エアコン		
		を保有又は使用していない方の熱中症や屋外で発生する熱中症を防ぐことがで		
		き、熱中症による死亡者数、救急搬送者数を減らす効果があるため、必要であ		
		る。		
想定される代替		代替案として、指定暑熱避難施設の指定対象を市町村管理施設に限定すること		
案		が想定されるが、例えば公立小中学校等の体育館の冷房設置率は 15.3%であ		
		り、また市町村管理施設の数や冷房設置率には地域によって違いがあることが		
		想定される。指定暑熱避難施設の指定対象として、民間管理施設を含めなかっ		
		た場合と、民間管理施設を含めた場合の便益の差を厳密に金銭的に比較するこ		
		とは困難だが、前者の場合は後者の場合よりも指定暑熱避難施設として指定さ		
		れる施設の総数が減少するため、暑熱から避難するための施設としての効果が		
		限定的になり便益が減少するため、妥当 	áではない。	
直接的な費用の		要素	代替案の場合	
一次	0.20111	2510		
	遵守費	指定暑熱避難施設として指定を受ける	事前把握困難。	
	用	ために必要な、市町村長と協定を締結		
		するために係る費用(1施設当たり):		
		46, 400 円程度※施設によっては普段開		
		放していない会議室等の休憩スペース		
		を、暑熱から避難するための空間とし		
		て開放することが想定されるため、冷		
		房設備の点検や清掃等の必要経費が発		
		生する可能性もある。		
I				

行 政 費 用	民間施設管理者との間で協定を締結するためにかかる手続費用(1施設当たり): 25,000円程度	多くの市町村管理施設を指定暑熱避 難施設として指定する必要が生じる ので、人件費や施設整備費が必要とな り、少なくとも左記より高額になる。
直接的な効果(便益)の把握	人の健康に重大な被害を及ぼすほど気温が著しく上昇した場合には、市町村長が指定する指定暑熱避難施設に避難することができるため、熱中症による救急搬送事案を減少させることができるほか最大で年間1,000人程度の死亡事案を防ぐことができると見込まれる。	熱中症による死亡者数を減少させる 効果が限定的になり、多額の行政費用 が必要となる。
副次的な影響及 び波及的な影響 の把握	指定暑熱避難施設として開放されることにより施設の知名度が向上することが想定されるため、本来用途での利用者が増加することで施設収入が増加することが想定される。	市町村管理施設の利用増加による地域の活性化。
費用と効果(便 益)の関係	費用と便益を比較すると便益が費用を上回ることから指定暑熱避難施設制度を 導入することが妥当である。さらに、制度導入に係る経費は指定初年度のみ必 要なものであり、指定後は便益のみが増加していくことから、長期的にも便益 が費用を上回り続けることが予想される。 また、当該規制の導入によって、熱中症による人の健康に係る被害を未然に防 ぐことができるという金銭価値価することができない大きな効果が見込まれ る。	
その他の関連事項	指定暑熱避難施設の制度については、7 の意見を聴取したほか、第49回及び第 第1回及び第2回の熱中症対策推進検討 上で検討されているものである。なお、 対意見はなかった。	50回の中央環境審議会環境保健部会、 対会にて有識者や医師に議論いただいた
事後評価の実施 時期等	当該規制については、気候変動適応法及 一部を改正する法律案に係る附則第5条 旨が規定されているため、施行から5年 る。	そにおいて法施行後5年経過時に見直す
備考		